

# ロゴマーク使用による高蔵寺ニュータウン・プロモーション推進取組実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、市が推進する高蔵寺ニュータウン・プロモーション（以下「ニュータウン・プロモーション」という。）の活動に賛同する団体、企業及び個人等（以下「団体等」という。）が、市に協力し、高蔵寺ニュータウン・プロモーション推進に係る「ReNEW部KOZOJI」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用して実施する取組について、必要な事項を定めるものとする。

## (取組)

第2条 団体等は、高蔵寺ニュータウン及びその周辺の魅力創出・発信を行うイベント、広告、ポスター、チラシ、ホームページ、SNS等においてロゴマークを使用する取組（以下「取組」という。）を行うことができる。

2 前項の取組に必要な費用は、団体等が負担する。

## (ロゴマーク)

第3条 ロゴマークは、別表のとおりとする。

## (使用手続)

第4条 取組を実施しようとする団体等は、あらかじめ使用申請書(第1号様式)にロゴマークの使用方法が分かる企画書等(利用イメージ案、原稿等)を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その限りでない。

- (1) 市の関係機関が使用するとき。
- (2) 市との連携協定締結等により、市と協働で魅力発信等に係る取組を実施している団体等が高蔵寺ニュータウン及びその周辺の魅力発信を目的として使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) SNSで、営利を目的とせず、高蔵寺ニュータウン及びその周辺の魅力発信を

行うとき。

- 2 市長は、前項の使用申請書を受理した場合は、必要な審査を行い、ロゴマークの使用を承認するときは、使用承認書（第2号様式）を、当該使用申請書を提出した者に交付するものとする。
- 3 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用を承認するときは、必要な条件を付することができる。

（使用承認の制限）

第5条 市長は、次のいずれかに該当するときは、前条の申請を承認しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に使用される時若しくはその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (3) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるとき。
- (4) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第7条 第4条第1項各号のいずれかに該当する場合、又は同条第2項の規定により取組の承認を受けた場合において、ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと（第4条第2項の規定により取組の承認を受けた者に限る。）。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) ロゴマークのイメージを損う使用をしないこと。
- (4) ロゴマークを使用した商品等は、完成後速やかに市長に提出すること。ただし、提出が困難である場合については、形状の分かる写真の提出をもって、これに代えることができる。

(使用承認の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマークの使用の承認を取消し、使用の中止又は削除を求めるものとする。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この要綱の規定又はロゴマークの使用の承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽又は不正の事実に基づき使用の承認を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適切と認めたとき。

2 市長は、前項の規定によるロゴマークの使用の承認を取消し、使用の中止又は削除によって生じた使用者及び第三者の損害に関し、一切の責任を負わない。

(使用状況等の調査)

第9条 市長は、ロゴマークの適正な使用を図るため必要と認めるときは、使用者に対し、その使用状況について報告を求めることができる。

(事故、苦情等の処理)

第10条 使用者は、ロゴマークの使用に伴う事故、苦情等が発生したときは、自らの責任のもとに必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の事故、苦情等に関し、一切の責任を負わない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

別表

ロゴマーク

高蔵寺、Reニューします。



第1号様式（第4条関係）

使用申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

(申請者) 所在地  
団体名  
代表者氏名  
電話番号  
(使用責任者) 氏名  
電話番号

「ReNEW部KOZOJI」ロゴマークを使用したいので、次のとおり申請します。

|       |  |
|-------|--|
| 目的・内容 |  |
| 添付書類  |  |

第2号様式（第4条関係）

使用承認書

年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、「ReNEW部KOZO  
JI」ロゴマークを使用することについて承認します。

1 承認番号 第 号

2 指示等事項

3 遵守事項

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (3) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) ロゴマークを使用した商品等は、完成後速やかに市長に提出すること。提出が困難である場合については、形状の分かる写真を提出すること。
- (5) その他この要綱の規定を遵守すること